



奨学のための給付金(通常給付)

制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費等）を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「奨学のための給付金（通常給付）」を給付します。

対象となる方 令和7年7月1日現在で次の資格をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合を除く。）
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 令和7年7月1日に、保護者等が生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯又は保護者等それぞれが令和7年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯

専攻科は、「保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計が100円以上～105,500円未満である世帯（以下「年収約270万円以上～約380万円未満世帯」という。）」と「扶養する子どもが3人以上であり保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計が105,500円以上～264,500円未満である世帯（以下「多子世帯」という。）」も対象

※保護者等が富山県外にお住まいの場合は、保護者等がお住まいの都道府県教育委員会へ申請することになります。手続方法等は、お住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

申請方法・提出期限等

【申請方法】…申請書類一式を富山県教育委員会県立高校課へ提出してください。

【提出期限】…令和7年9月30日（火）※期限厳守

・前倒し給付を希望される方で、通常給付も対象となる方については、通常給付の申請時期に再度申請が必要となります。なお、通常給付においても対象となる方でお急ぎでない場合は、通常給付申請時期に1回だけ申請することも可能です。

【提出先・お問い合わせ先】

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 富山県教育委員会県立高校課学事担当

電話番号：076-444-3448 FAX：076-444-4437 電子メール：akyoikumirai@pref.toyama.lg.jp

給付額（年額）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円		
非課税世帯	143,700円	50,500円	50,500円
年収約270万円以上 ～約380万円未満世帯			10,100円
多子世帯 （扶養する子どもが3人以上かつ 年収約380万円以上 ～約600万円未満世帯のみ対象）			
災害等により、制服の再購入 が必要となった世帯 （生活保護受給世帯は対象外）	当該災害等につき1回限り 64,800円 加算		

※前倒し給付を受給する場合は、上記の金額から前倒し給付の給付額を差し引いた額が給付されます。

令和7年度「奨学のための給付金（通常給付）」の対象とならない場合でも、家計急変により収入が減少し非課税相当となったことが認められる世帯には、別の「奨学のための給付金（家計急変給付）」で支援します。

奨学のための給付金 通常給付 対象確認シート（国公立の場合）

はい いいえ

保護者等の居住地は富山県ですか？

はい

いいえ

保護者等の居住地の
都道府県にお問合せ下さい

7月1日現在、学校に在籍していますか？

はい

いいえ

通常給付金 非該当

7月1日現在、生活保護（生業扶助 高等学校就学費）を受給していますか？

はい

いいえ

保護者等全員の令和7年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）ですか？

※生徒本人が専攻科に通う場合、上記金額が「105,500円未満」（年収約270万円以上～約380万円未満世帯）若しくは「保護者等が扶養している子が3人以上かつ264,500円未満」（多子世帯）ですか？

はい

いいえ

通常給付金 非該当

扶養している高校生等は、専攻科の生徒ですか？

はい

いいえ

保護者等全員の令和7年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が課税（保護者等合計が100円以上）されていますか？

扶養している高校生等は、通信制の生徒ですか？

はい

いいえ

はい

いいえ

32,300円

全日制 定時制 通信制

生活保護受給世帯

10,100円

専攻科

上記（※）の専攻科に該当する世帯

50,500円

通信制 専攻科

非課税世帯

143,700円

全日制 定時制

給付金の給付決定は、11月下旬頃（予定）学校を通じて連絡いたします。

【給付額（年額）】

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円		
非課税世帯	143,700円	50,500円	50,500円
年収約270万円以上～約380万円未満世帯			10,100円
多子世帯 （扶養する子どもが3人以上かつ 年収約380万円以上～約600万円未満世帯のみ対象）			10,100円
災害等により、制服の再購入が必要となった世帯 （生活保護受給世帯は対象外）	当該災害等につき1回限り 64,800円 加算		

（注1）保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

前倒し給付を受給することになる場合は、上記の金額から前倒し給付の金額を差し引いた額が給付されます。